



# 山形県公報

平成23年5月20日（金）  
第2244号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

○山形県文書管理規程の一部を改正する訓令……………（学事文書課）…475

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（健康福祉企画課）…476
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（ 同 ）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（置賜総合支庁農村計画課）…477
- 土地改良事業の計画変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 公共測量の終了の通知……………（用 地 課）…同
- 建築基準法第86条の2第1項の規定による認定……………（庄内総合支庁建築課）…同

### 議 会 関 係

#### 規 則

○山形県議会会議規則の一部を改正する規則……………478

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

○山形県企業局就業規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…479
- 平成24年度採用山形県公立学校教員選考試験の実施……………（教育委員会）…481

## 訓 令

### 山形県訓令第10号

庁 中  
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条の3」を「第47条の4」に改める。

第13条第1項中「余白（）」を「余白（ファクシミリ装置を用いて送信された文書及び）」に改める。

第17条第1項中「許可、認可等に関する文書、不服申立書その他特に重要な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 許可、認可等に関する文書

(2) 不服申立書

(3) 次に掲げる文書（課長が軽易と認めるものを除く。）

イ 中央官庁関係の通知で市町村又は県民等に対する周知が必要なもの

ロ 市町村又は県民等からの申請又は協議に係る文書

ハ 補助金等の交付、債権の免除若しくは猶予、貸付金の貸付又は各種証明書の交付に係る文書

(4) 前3号に掲げる文書のほか、課長が重要と認める文書

第2章第5節中第47条の3の次に次の1条を加える。

（送受信の記録の保存）

第47条の4 文書取扱主任者は、ファクシミリ装置を用いて文書を送受信したときは、当該ファクシミリ装置により出力された送受信の記録を6箇月間保存しなければならない。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日       |
|-------------|-----------------|-------------|
| すみれ調剤薬局ゆたか店 | 酒田市ゆたか一丁目5-17   | 平成23. 3. 31 |
| すみれ薬局上山店    | 上山市金谷字金ヶ瀬1120-1 | 同           |

### 山形県告示第456号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地      | 指定年月日       |
|-------------|-----------------|-------------|
| けんこうの森薬局    | 天童市東本町3-4-10    | 平成23. 3. 24 |
| 陵南調剤薬局      | 寒河江市内ノ袋一丁目9-6   | 同           |
| こにだ高橋クリニック  | 山形市小荷駄町12番32号   | 平成23. 4. 1  |
| すみれ薬局上山店    | 上山市金谷字金ヶ瀬1120-1 | 同           |
| すみれ調剤薬局ゆたか店 | 酒田市ゆたか一丁目5-17   | 同           |

|               |               |
|---------------|---------------|
| カメイ調剤薬局 小荷駄町店 | 山形市小荷駄町12番33号 |
|---------------|---------------|

|   |
|---|
| 同 |
|---|

**山形県告示第457号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 認可年月日  
平成23年5月11日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第458号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
庄内赤川土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））
- 2 認可年月日  
平成23年4月25日
- 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第459号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成22年4月16日から平成23年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（都市計画図作成）

**山形県告示第460号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

なお、関係書類は、庄内総合支庁建設部建築課において縦覧に供する。

平成23年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 認定番号 指令庄総建第19号
- 2 認定区域 酒田市あきほ町1番1、2番1、3番1、4番から14番まで、19番1、20番から28番まで、29番1、29番2、67番1、116番5、117番1、265番から267番まで、278番、279番及び292番から294番まで
- 3 認定建築物の用途 保育所
- 4 認定年月日 平成23年5月10日

## 議 会 関 係

### 規 則

山形県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月20日

山形県議会議長 平 弘 造

#### 山形県議会規則第2号

##### 山形県議会会議規則の一部を改正する規則

山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

|                |                         |               |           |  |
|----------------|-------------------------|---------------|-----------|--|
| 山形県議会<br>広報委員会 | 議会広報のあり<br>方についての協<br>議 | 議長が指名する議<br>員 | 広報委員<br>長 |  |
|----------------|-------------------------|---------------|-----------|--|

を

|                        |                          |               |                   |       |
|------------------------|--------------------------|---------------|-------------------|-------|
| 山形県議会<br>議会改革検<br>討委員会 | 議会審議等のあ<br>り方についての<br>協議 | 議長が指名する議<br>員 | 議会改革<br>検討委員<br>長 | に改める。 |
| 山形県議会<br>広報委員会         | 議会広報のあり<br>方についての協<br>議  | 議長が指名する議<br>員 | 広報委員<br>長         |       |

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 企 業 局 関 係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第9号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年5月20日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

##### 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(山形県企業局職員証規程等の廃止)」を付する。

附則に次の1項を加える。

(東日本大震災の被災者を支援する活動を行うための特別休暇の承認の基準の特例)

- 3 平成23年5月20日から平成24年3月31日までの間において、東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における別表第3その他の項の規定の適用については、同項第5号の3中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被

災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、イに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」とする。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに尾花沢市役所において平成23年9月20日まで縦覧に供する。

平成23年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ尾花沢店  
尾花沢市大字尾花沢字下新田1403番5外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 2,054平方メートル  
(変更後) 3,318平方メートル
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - イ 駐車場の収容台数  
(変更前) 90台  
(変更後) 159台
    - ロ 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 20台（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 60台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
    - ハ 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 96平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 188平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
    - ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 30立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 47立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
  - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者           | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-------------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ         | 午前9時    | 午後10時   |
| 株 式 会 社 フ ラ ワ ー ワ ー ク ス | 午前9時    | 午後10時   |
| 株 式 会 社 プ ラ ザ ク リ エ イ ト | 午前9時    | 午後10時   |

(変更後)

| 小売業を行う者      | 開店時刻 | 閉店時刻    |
|--------------|------|---------|
| 株式会社ヤマザワ     | 午前9時 | 翌日の午前0時 |
| 株式会社フラワーワークス | 午前9時 | 翌日の午前0時 |
| 株式会社プラザクリエイト | 午前9時 | 翌日の午前0時 |
| 株式会社ヤマザワ薬品   | 午前9時 | 翌日の午前0時 |
| 未定           | 午前9時 | 翌日の午前0時 |

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

## 4 変更年月日

平成23年12月29日

## 5 届出年月日

平成23年4月28日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年9月20日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

---

平成24年度採用山形県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。  
平成23年5月20日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 相 馬 周 一 郎

1 選考を行う校種・職、教科・科目、選考区分及び採用見込数

| 校 種 ・ 職                         |             | 教 科 ・ 科 目                                                                                           |                               | 選 考 区 分           |                                                                    |                                      | 採用見込数                                               |                                                                        |                   |      |      |
|---------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------|------|------|
| 義<br>務<br>教<br>育<br>諸<br>学<br>校 | 小 学 校 教 諭   |                                                                                                     |                               | 一般選考              | 教<br>職<br>大<br>学<br>院<br>修<br>了<br>見<br>込<br>者<br>特<br>別<br>選<br>考 | 現<br>職<br>教<br>員<br>特<br>別<br>選<br>考 | 身<br>体<br>障<br>が<br>い<br>者<br>特<br>別<br>選<br>考<br>※ | 約60名                                                                   |                   |      |      |
|                                 | 中 学 校 教 諭   |                                                                                                     | 国語、社会、数学、理科、音楽、<br>美術、保健体育、家庭 | 一般選考              |                                                                    |                                      |                                                     | 一般選考及び<br>社会人特別選考                                                      | 約50名              |      |      |
|                                 |             |                                                                                                     | 英語                            |                   |                                                                    |                                      |                                                     |                                                                        |                   |      |      |
|                                 | 特 別 支 援 学 校 |                                                                                                     | 小学部教諭                         |                   |                                                                    |                                      |                                                     | 一般選考                                                                   | 一般選考及び<br>社会人特別選考 | 約25名 |      |
|                                 |             |                                                                                                     | 中学部教諭                         |                   |                                                                    |                                      |                                                     | 国語、社会、数学、理科、音楽、<br>美術、保健体育、家庭                                          |                   |      | 一般選考 |
|                                 |             |                                                                                                     |                               |                   |                                                                    |                                      |                                                     | 英語                                                                     |                   |      |      |
|                                 |             |                                                                                                     | 高等部                           | 教 諭               |                                                                    |                                      |                                                     | 理療                                                                     |                   |      | 一般選考 |
|                                 |             | 助教諭                                                                                                 | 理療                            | 一般選考              |                                                                    |                                      |                                                     |                                                                        |                   |      |      |
|                                 | 高 等 学 校     |                                                                                                     | 教 諭                           |                   |                                                                    |                                      |                                                     | 国語、「世界史・日本史」、地理、数<br>学、物理、化学、生物、保健体育、<br>音楽、美術、書道、情報、農業、水<br>産（漁業・航海系） | 一般選考              | 約30名 |      |
|                                 |             |                                                                                                     |                               |                   |                                                                    |                                      |                                                     | 英語、電気、機械、建築（デザイン<br>系）、看護、福祉                                           | 一般選考及び<br>社会人特別選考 |      |      |
| 助 教 諭                           |             |                                                                                                     | 電気、機械、建築（デザイン系）               | 一般選考及び<br>社会人特別選考 |                                                                    |                                      |                                                     |                                                                        |                   |      |      |
| 養 護 教 諭                         |             |                                                                                                     |                               | 一般選考              |                                                                    |                                      | 若干名                                                 |                                                                        |                   |      |      |
| 栄 養 教 諭                         |             |                                                                                                     |                               | 一般選考              |                                                                    |                                      | 若干名                                                 |                                                                        |                   |      |      |
| ※身体障がい者特別選考                     |             | 上記のすべての校種・職及び教科・科目を対象に、一般選考・社会人特別選考・教職大学院修了見込者特別選考・現職教員特別選考とは別に選考する。採用見込数は約10名とし、校種・職ごとの採用見込数に含まれる。 |                               |                   |                                                                    |                                      |                                                     |                                                                        |                   |      |      |

- (注) 1 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。
- 2 中学校及び特別支援学校中学部の志願者は、同一教科について受験する場合に限り、第2志望としてそれぞれ特別支援学校中学部及び中学校を併願することができる（ただし、当該学校の教諭の普通免許状を有する者又は平成24年3月31日までに取得する見込みの者に限る）。

2 志願者の資格

(1) 一般選考の志願者の資格

次のイ及びロのすべてに該当する者に限る。

- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
- ロ それぞれの校種の教諭の普通免許状\*1、養護教諭の普通免許状若しくは栄養教諭の普通免許状を有する者



又は平成24年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気、機械及び建築（デザイン系）の助教諭を志願する者については大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は平成24年3月31日までに卒業見込みの者とし、特別支援学校高等部助教諭についてはあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を有する者又は平成24年3月31日までにこれらの免許を取得する見込みの者を含むものとする。

＊1 特別支援学校においては特別支援学校教諭、盲、聾又は養護学校教諭の普通免許状に加えて該当学部の教諭の普通免許状

(2) 社会人特別選考の志願者の資格

次のイ、ロ、ハのすべてに該当する者に限る。ただし、高等学校の看護の普通免許状を有しない者で、平成24年3月31日までに免許状を取得する見込みのない者は、次のイ、ロ、ニのすべてに該当する者に限る。その場合は、第二次選考試験合格後、教育職員検定に合格し、特別免許状を授与される必要がある。

イ 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

ロ それぞれの校種の教諭の普通免許状を有する者又は平成24年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気、機械及び建築（デザイン系）の助教諭を志願する者については大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者とする。

ハ 志望する教科・科目と関連する実務経験（学校教育に直接携わる業務を除く）を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者（平成24年3月31日現在）

ニ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5号第1項各号のいずれにも該当しない者で、高等学校卒業以上の学歴及び看護師の免許証を有する者

(3) 身体障がい者特別選考の志願者の資格

上記(1)に該当する者で、かつ、次の要件イ、ロをすべて満たす者に限る。

イ 「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者

ロ 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能なる者

(4) 教職大学院修了見込者特別選考の志願者の資格

上記(1)に該当する者で、かつ、次の要件を満たす者に限る。

平成22年4月から教職大学院に在籍し平成24年3月に修了見込みの者で、平成21年度以降実施した山形県公立学校教員選考試験に合格した者。ただし、合格した校種・教科・科目についてのみ志願できる。

(5) 現職教員特別選考の志願者の資格

上記(1)に該当する者で、かつ、次の要件を満たす者に限る。

平成24年3月31日現在、本県以外において、志願する校種・教科・科目で、国立大学法人附属学校並びに公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の正式採用教員として、継続して5年以上在職している40歳未満の心身ともに健康な者。なお、正式採用教員とは期限を付さないで採用された者をいう。

※ 上記(1)(2)の欠格条項について、虚偽の申告があった場合は、選考結果を無効とし、採用を取り消すものとする。

3 出願手続

(1) 志願書等の用紙の交付

平成23年5月20日（金）から教育庁総務課教職員室教員採用担当（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で交付する。郵送希望者は、返信用として郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）し、140円切手（速達は410円）をはった角形2号封筒（33cm×24cm）を同封して申し込むこと。

(2) 提出書類

イ 第一次選考試験受験のため提出するもの（(ロ)、(ハ)、(ニ)は切り離さないこと）

(イ) 志願書

(ロ) 受験票

(ハ) 体育実技試験選択希望記入票（小学校及び特別支援学校小学部の志願者並びに中学校、特別支援学校中学部及び高等学校の保健体育の志願者のみ記入）

(ニ) 第一次選考試験結果通知書

(ホ) 受験者登録票

(ハ) 封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）2通

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、あて先（あて名の下に



- 「様」を明記し、下宿、借間等の場合は〇〇様方と詳記し、80円切手をはること。
- (ト) 身体障がい者特別選考で受験する場合は「身体障害者手帳」の写し
  - (チ) 現職教員特別選考で受験する場合は「在職証明書」（厳封親展）
    - ※ 在職証明書の様式は、インターネット上の「山形県ホームページ」から→「試験等情報」→「教員の採用について」→「平成24年度採用選考試験実施要項」と進み、ダウンロードすること。
  - ロ 第二次選考試験受験のため提出するもの（校種、受験番号及び氏名を記入した角形2号封筒に入れ、第二次選考試験当日持参すること）
    - (イ) 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封親展）
    - (ロ) 推薦書（厳封親展）
    - (ハ) 免許状の写し（表裏両面を複写したもの）又は免許状取得見込証明書
      - ただし、助教諭を志願する者にあつては、免許状の写し等を提出する必要はない。
    - (ニ) 封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）1通
      - ※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、あて先（あて名の下に「様」を明記し、下宿、借間等の場合は〇〇様方と詳記し、80円切手をはること。
    - (ホ) 履歴書（用紙は、市販のものを使用し、志願書と同じ写真をはること）1通
- (3) 志願書等の受付期間及び提出先

| 受 付 期 間                                         | 受 付 時 間          | 提 出 先                                            |
|-------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------|
| 平成23年5月23日（月）から<br>同 6月3日（金）まで<br>（土曜日及び日曜日を除く） | 午前9時から<br>午後5時まで | 〒990-8570<br>山形市松波二丁目8番1号<br>山形県教育庁総務課教職員室教員採用担当 |

- イ 出願は、郵送又は持参とし、封筒の表に「志願書等（小、中、特別支援・小、特別支援・中、特別支援・高、高、養教、栄教の別を記入すること）在中」と朱書すること。
- ロ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、平成23年6月3日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

4 選考の方法

(1) 第一次選考試験

イ 期日及び試験場

| 期日                      | 志 願 校 種 ・ 職                                                                                                                                                                                                    | 試 験 場                                                                     |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 平成23年7月23日(土)及び7月24日(日) | ①小学校の教諭<br>②特別支援学校小学部の教諭<br>③中学校保健体育の教諭<br>④特別支援学校中学部保健体育の教諭<br>⑤高等学校保健体育の教諭<br>⑥栄養教諭                                                                                                                          | 山形中央高等学校<br>山形市鉄砲町二丁目10番73号<br>(電話023(641)7311)                           |
|                         | ①中学校音楽の教諭<br>②特別支援学校中学部音楽の教諭<br>③高等学校音楽の教諭                                                                                                                                                                     | 山形北高等学校<br>山形市緑町二丁目2番7号<br>(電話023(622)3505)<br>※7月24日の会場等については7月23日に指示する。 |
|                         | ①中学校の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭<br>②特別支援学校中学部の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭<br>③特別支援学校高等部の教諭及び助教諭<br>④高等学校の国語、「世界史・日本史」、地理、数学、物理、化学、生物、美術、書道、英語、情報、看護、福祉、農業及び水産(漁業・航海系)の教諭<br>⑤高等学校の電気、機械及び建築(デザイン系)の教諭及び助教諭<br>⑥養護教諭 | 上山明新館高等学校<br>上山市仙石650<br>(電話023(672)1701)                                 |

- ロ 試験科目及び内容
  - (イ) 集団討議
  - (ロ) 次により行う筆記試験及び実技試験

| 志願<br>校種・職                 |                         | 試験内容              | 筆 記 試 験       |                         | 実 技 試 験                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                             |
|----------------------------|-------------------------|-------------------|---------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            |                         |                   | 教養等           | 教 科 ・ 科 目               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                             |
| 一<br>般<br>学<br>校<br>選<br>考 |                         | 小学校教諭             | 教職教養・<br>一般教養 | 小学校の全教科                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水泳 (25メートル) ※水中からのスタート</li> <li>・器械運動 (マット運動、鉄棒運動のうちいずれかを選択)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                             |
|                            | 義務<br>教育<br>諸<br>学<br>校 | 中学校教諭             | 同 上           | 出願した教科                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○音楽                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新曲視唱、新曲視奏及び移調奏をすること</li> <li>・バッハ作曲インベンション (2声) の13番 (イ短調) をピアノ演奏すること</li> <li>・中学校学習指導要領 (平成20年3月告示) による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、指揮をしながら歌うこと (伴奏なし)</li> <li>・随意曲…歌曲又は器楽曲のうちの任意の1曲を伴奏なしで演奏すること (ただし、歌曲を選択した者は、自分で伴奏しながら歌うことも可) なお、演奏する随意曲の楽譜と同じものを実技試験当日に提出すること (試験終了後返却)</li> </ul> </li> <li>○美術 当日指示するもの</li> <li>○保健体育                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・水泳 (50メートル)</li> <li>・次の5領域から2領域選択<br/>陸上競技、器械運動、球技 (バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち1種目)、武道 (柔道、剣道のうち1種目)、ダンス</li> </ul> </li> <li>○家庭 当日指示するもの</li> <li>○英語 英語による面接</li> </ul> |                                                                                                                                                                             |
|                            |                         | 特別支援学校<br>教諭及び助教諭 | 同 上           | 小学部は全教科、中学部及び高等部は出願した教科 | 小学校教諭又は中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                             |
|                            |                         | 高等学校              | 教 諭<br>助 教 諭  | 同 上                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>出願した教科・科目</li> <li>○物理、化学及び生物にあっては、理科全般にわたる基礎的内容を含む。</li> <li>○電気、機械及び建築 (デザイン系) にあっては「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○音楽 中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ</li> <li>○美術 当日指示するもの</li> <li>○書道 当日指示するもの</li> <li>○保健体育 中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ</li> <li>○英語 英語による面接</li> </ul> |
|                            |                         | 養 護 教 諭           | 同 上           | 養護に関する専門科目              | 当日指示するもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                             |
|                            |                         | 栄 養 教 諭           | 同 上           | 食育及び学校給食に関する専門科目        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                             |

|                |                                            |                                                           |             |
|----------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------|
| 社会人特別選考        | 小論文                                        | 出願した教科・科目<br>○電気、機械及び建築（デザイン系）にあつては「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む。 | ○英語 英語による面接 |
| 教職大学院修了見込者特別選考 | 第一次選考試験を免除する。                              |                                                           |             |
| 現職教員特別選考       | 第一次選考試験において、「教職教養・一般教養」を「小論文」に代える。         |                                                           |             |
| 身体障がい者特別選考     | 原則として一般選考と同様に行うが、申し出により障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。 |                                                           |             |

ハ 日 程

| 日 時      |                         | 試験実施内容                                                              | 日 時      |                  | 試験実施内容                                                                                |
|----------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 7月23日(土) | 午前8時40分から<br>午前9時まで     | 受付（生徒昇降口）                                                           | 7月24日(日) | 午前9時から<br>午後5時まで | ○集団討議（全員）<br>○実技試験（小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者のみ）<br><br>※集合時刻については前日指示し、会場等の詳細については当日指示する。 |
|          | 午前9時10分から<br>午前10時30分まで | 教職教養・一般教養<br>（一般選考・身体障がい者特別選考の志願者）<br>小論文<br>（社会人特別選考、現職教員特別選考の志願者） |          |                  |                                                                                       |
|          | 午前10時50分から<br>午後0時40分まで | 教科・科目                                                               |          |                  |                                                                                       |
|          | 午後1時50分から<br>午後5時まで     | 実技試験（小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者を除く）                                      |          |                  |                                                                                       |

実技試験を課す教科・科目についての教科・科目の筆記試験（小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭に係るものを除く）にあつては、午後0時20分までとする。

7月24日の実技試験の集合時刻については、志望する校種の教科・科目ごと当日指示する。

ニ 当日持参するもの

- (イ) 受験票
- (ロ) 筆記用具（三角定規、コンパスを含む）
- (ハ) 内履き及び下足用ビニール袋
- (ニ) 高等学校の電気、機械、建築（デザイン系）及び情報の受験者は、電卓（プログラム機能付電卓は不可）
- (ホ) 実技受験者は、それぞれの教科・科目等に応じ、次に掲げるもの
  - 小学校及び特別支援学校小学部……水着、水泳帽子、運動着及び運動靴（内履き）
  - 音 楽……楽譜（随意曲の楽譜は提出）、楽器（ピアノ以外の楽器を使用する場合）
  - 美 術……鉛筆、消しゴム、はさみ、カッターナイフ、直定規、三角定規、コンパス、画筆、水彩絵の具（固形タイプは不可）、パレット、筆ふき用スポンジ（布も可）、筆洗、実習衣
  - 書 道……毛筆用具一式（漢字・仮名用の大筆・小筆数本、墨液、半切用下敷を含む）、鉛筆、30cm定規、消しゴム、黒色ボールペン
  - 保健体育……水着、水泳帽子、運動着及び運動靴（武道を選択する者はその用具）
  - 家 庭……実習衣
  - 養護教諭……実技試験にふさわしい服装

(2) 第二次選考試験（模擬授業等、個人面接、実技試験、適性検査及び作文）

イ 第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験場は、次のとおりとする。

なお、集合の日時等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

| 期 日                                | 試 験 場                        |
|------------------------------------|------------------------------|
| 9月13日（火）及び9月14日（水）の<br>いずれか1日又は2日間 | 山形県教育センター（天童市大字山元字犬倉津2515番地） |

ロ 実技試験は、小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者のみに課する。

なお、実技試験教科は、音楽及び図画工作とする。

(イ) 音楽は、小学校5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をする。また、同様に任意の1曲（別の曲でも可）を選び、伴奏なしによる歌唱をする。なお、ピアノ演奏の伴奏譜、歌唱の際の調は、特に指定しない。

(ロ) 図画工作の内容は、当日指示する。持ち物は、鉛筆、消しゴム、直定規、三角定規、コンパスとする。

5 選考試験結果の発表

(1) 第一次選考試験の結果発表は9月2日（金）午後3時頃の予定。第二次選考試験の結果発表は10月5日（水）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。

(2) 選考試験の合否についての電話等による問い合わせには、一切応じない。また、電報・電子メール等による結果連絡も行わない。

6 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証等）を持参の上、午前9時30分から正午、午後1時から午後4時30分までの間に教育庁総務課教職員室に直接請求すること（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない）。

| 試 験     | 開 示 内 容                           | 開 示 期 間                         | 開 示 場 所           |
|---------|-----------------------------------|---------------------------------|-------------------|
| 第一次選考試験 | ○総合ランク<br>○筆記試験、実技試験及び集団討議の得点     | 合格発表の日から1か月<br>（9月30日午後4時30分まで） | 山形県教育庁総務課<br>教職員室 |
| 第二次選考試験 | ○総合ランク<br>○模擬授業等、個人面接、実技試験及び作文の得点 | 合格発表の日から1か月<br>（11月4日午後4時30分まで） |                   |

7 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 第一次選考試験の配点、選考基準

満点 300点

イ 筆記試験等

教職・一般教養 100点

教科・科目 150点（実技試験を行うものは、教科・科目100点、実技試験50点）

ロ 集団討議 50点

選考基準 筆記試験等の合計得点と集団討議の得点とにより選考

(2) 第二次選考試験の配点、選考基準

満点 小学校及び特別支援学校小学部：500点

中学校、特別支援学校中学部・高等部、高等学校、養護教諭及び栄養教諭：450点

イ 模擬授業等 150点

ロ 個人面接1 150点

ハ 個人面接2 100点

ニ 作文 50点

ホ 実技試験（小学校及び特別支援学校小学部受験者のみ）音楽、図画工作 各25点

※ 適性検査 2種類実施

選考基準 第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、適性検査結果、資格・免許等を総合

的に勘案し選考

(3) 評価の観点

- イ 集団討議及び個人面接では、「教師としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。
- ロ 模擬授業等では、「構成力」「表現力」「対応力」等について評価する。
- ハ 作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。
- ニ 実技試験では、「基本的な実技能力」「特技の程度」等について評価する。

8 留意事項

- (1) 2校種以上に志願書を提出した場合は、すべて無効とする。
- (2) 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること（身体障がい者特別選考の者は除く）。
- (3) 試験会場の建物内においては、ICレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の使用を禁止する。
- (4) 選考試験会場への自家用車での来場は、禁止する。
- (5) 選考試験会場は、敷地内禁煙とする。
- (6) 不明な点については、教育庁総務課教職員室（電話023(630)2864又は023(630)2863）の教員採用担当に問い合わせること。なお、山形県ホームページ上でも試験等に関する情報を提供している。

<http://www.pref.yamagata.jp>

平成23年 5月20日印刷  
平成23年 5月20日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056